平成２４年（フ）第３７１号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町49番３号
債務者　永松　勝一
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３７２号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町49番３号
債務者　永松　増美
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４６号
鹿児島県大島郡宇検村大字宇検194番地12
債務者　要　　梓
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第６０号
鹿児島県霧島市国分上之段2566番地52
債務者　森　千代子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
鹿児島県姶良市加治木町小山田5545番地１有限会社協和牧場内
債務者　小林　弘幸
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
鹿児島県霧島市牧園町宿窪田3592番地
債務者　田中　孝美
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
鹿児島県曽於市財部町北俣1767番地１水ノ手住宅２号
債務者　坂口　豊子（旧姓溝口）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
鹿児島県曽於市財部町下財部3872番地４
債務者　田畑　真澄
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
鹿児島県霧島市福山町福山6031番地３
債務者　杉本まり子（旧姓立本）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
鹿児島県霧島市福山町福山6031番地３
債務者　杉本　一樹（旧姓立本）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
北海道虻田郡倶知安町北２条東１丁目３番地３　岩本アパート２号室
債務者　清水　延子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第２１号
北海道岩内郡岩内町字宮園238番地の２　東宮園団地２号棟208号
債務者　平岡みゆき（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第８５６号
京都市山科区勧修寺東堂田町197番地
債務者　土出　博光
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８６４号
京都府向日市寺戸町笹屋７番地の８　新笹屋荘３号室、申立時の住所京都市伏見区羽束師菱川町610番地125
債務者　田崎　修平
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９３２号
京都市山科区四ノ宮川原町14番地３　めぐみ荘101、住民票上の住所京都市山科区四ノ宮川原町14番地３　めぐみ荘201
債務者　児玉　　昇
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５８号
京都市上京区上立売通烏丸東入相国寺門前町642番地４　コーポマルス203号
債務者　江原勝太郎
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８３号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－１棟321号
債務者　浅野　静代
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係